

# Fukushima

## 福島県の景観行政のあらまし



うつくしま、ふくしま。  
福島県

平成21年10月1日より改正福島県景観条例が施行されます。景観法に基づく制度の活用により引き続き福島県の景観形成を推進していきます。

## 福島県の景観形成施策について

県では平成10年に福島県景観条例を制定し、行為の届出等を通じて県土の景観形成に取り組んできましたが、行政指導を主体とする制度であることから、近年、景観形成を図る上で十分な対応が困難な事例が生じています。こうした課題に的確に対応するため、景観形成のための制度の枠組みについて検討したところ、条例を改正し、景観法の枠組み（一定の場合変更命令が可能、有効な制度の導入など）を活用した制度へ移行し、県土の景観形成を積極的に推進することとしました。

なお、届出対象行為範囲や公共事業に関する景観形成及び優良景観形成住民協定などの優れた景観形成施策については、継承して実施していきます。

### 沿革

- H 1. 7 福島県リゾート地域景観形成条例制定 (H11.3 同条例廃止)
- H10. 3 福島県景観条例制定
- H12. 3 磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域の指定 (H16.6 景観法制定)
- H17.10 福島県景観法施行条例制定 (H21.3 同条例廃止)
- H21. 3 改正福島県景観条例制定 (H21.10施行)

## 景観形成施策の体系

景観法	福島県景観計画	改正福島県景観条例
●総則 目的、基本理念、責務		●総則 目的、責務
●景観計画及びこれにもとづく措置 ●景観計画の策定等 ●行為の規制等 ●景観重要建造物等 ●景観重要公共施設の整備等 ●景観農業振興地域整備計画等 ●自然公園法の特例	●良好な景観の形成に関する方針 ●景観計画区域の設定 ●景観計画区域及び景観形成重点地域の設定  ●行為の制限に関する事項 ●景観形成基準の設定  ●景観重要建造物及び樹木指定の方針	●景観計画の策定手続き ●策定手続きを附加（景観審議会の意見聴取など）  ●行為の規制等 ●届出対象行為、届出事項及び適用除外行為の設定 ●変更命令の対象となる行為の設定  ●景観重要建造物及び樹木に関する事項 ●景観重要建造物・樹木指定手続き、管理方法の基準
●景観地区等(市町村のみ) ●景観協定 ●景観整備機構 ●罰則	●屋外広告物規制に関する事項 ●景観農業振興地域整備計画に関する事項 ●自然公園法の許可の基準	●公共事業等に関する景観形成 ●公共事業景観形成指針 ●景観形成に係る活動への支援 ●県民等の景観形成活動 ●優良景観形成住民協定、特定事業者景観形成協定 ●景観審議会

※ 景観法は、そのまま直ちに適用される法律ではなく、自治体が景観法を活用した条例及び景観計画を策定して初めて適用されます。

## 景観形成の基本目標

景観を構成する要素は、山岳、森林、湖沼、河川、海岸などの自然、そして旧街道、農村集落、史跡、神社仏閣などの歴史的・文化的資源、さらには道路、河川、公園などの各種公共施設や住居、店舗、産業施設などの民間施設など、極めて多岐にわたっています。

このため、景観形成施策の推進に当たっては、景観の構成要素間の全体的な調和に配慮するとともに、自然の中に生息する動植物などの生態系にも配慮した人と自然との共生の視点やユニバーサルデザイン社会の実現、快適な生活環境の確保など、長期的視点に立って将来の望ましい姿を推進しながら、引き続き総合的かつ計画的に県土全域の良好な景観の形成を図っていきます。

- (1) 豊かな水と緑の織りなす美しい自然景観の保全、継承
- (2) 歴史と伝統が息づく景観の伝承
- (3) 潤いとやすらぎが感じられる美しい景観の保全、創出
- (4) 景観形成による魅力と活力ある地域づくり



北塩原村 剣ヶ峯



下郷町 大内宿

## 景観法の概要

景観法は我が国で初めての景観に関する総合的な法律であり、良好な景観の形成の促進を国の重要課題と初めて位置付けました。同法においては、良好な景観の形成に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めています。また、良好な景観の形成のための具体的な規制や支援を行うため、景観行政団体や景観計画などの新しい概念を創設しています。

## 景観法の主な制度内容

### 景観行政団体

景観行政団体…都道府県、指定都市、中核市、都道府県との協議・同意を得たその他の市町村

#### 景観協議会

景観計画区域内の良好な景観形成に向けて、行政と住民等が協働で取り組むための組織



[オープンカフェの取組例]

#### 景観整備機構

意欲のあるNPO法人や公益法人を指定  
住民活動の支援、調整や調査研究、景観重要建造物・樹木の管理、その他良好な景観形成を促進するために必要な業務を実施



[まちづくりセミナーの取組例]

ソフト面の支援

#### 景観計画

(都市計画区域外を含め、全国どこでも策定可能)

- 景観行政団体が(景観法に基づく)景観行政を進める場として定める基本的な計画
- 区域と方針、届出対象行為(条例で追加や限定が可能)ごとの景観形成上の制限内容(景観形成基準)[必須事項]や景観重要公共施設の整備方針、占用基準等[選択事項]を定める
- 通常の行為については届出に対する勧告;他方、建築物・工作物の形態意匠(色やデザイン)にかかる行為については、条例に位置付けることで、変更命令まで可能

#### 景観協定

住民等の全員合意により景観に関する様々な事柄についてのルールを設定



#### 景観重要建造物・樹木

地域の景観上重要となる建築物・工作物・樹木を指定し、積極的に保全(現状変更に対する許可)



規制緩和措置の活用

屋外広告物法との連携

## ● 景観計画について

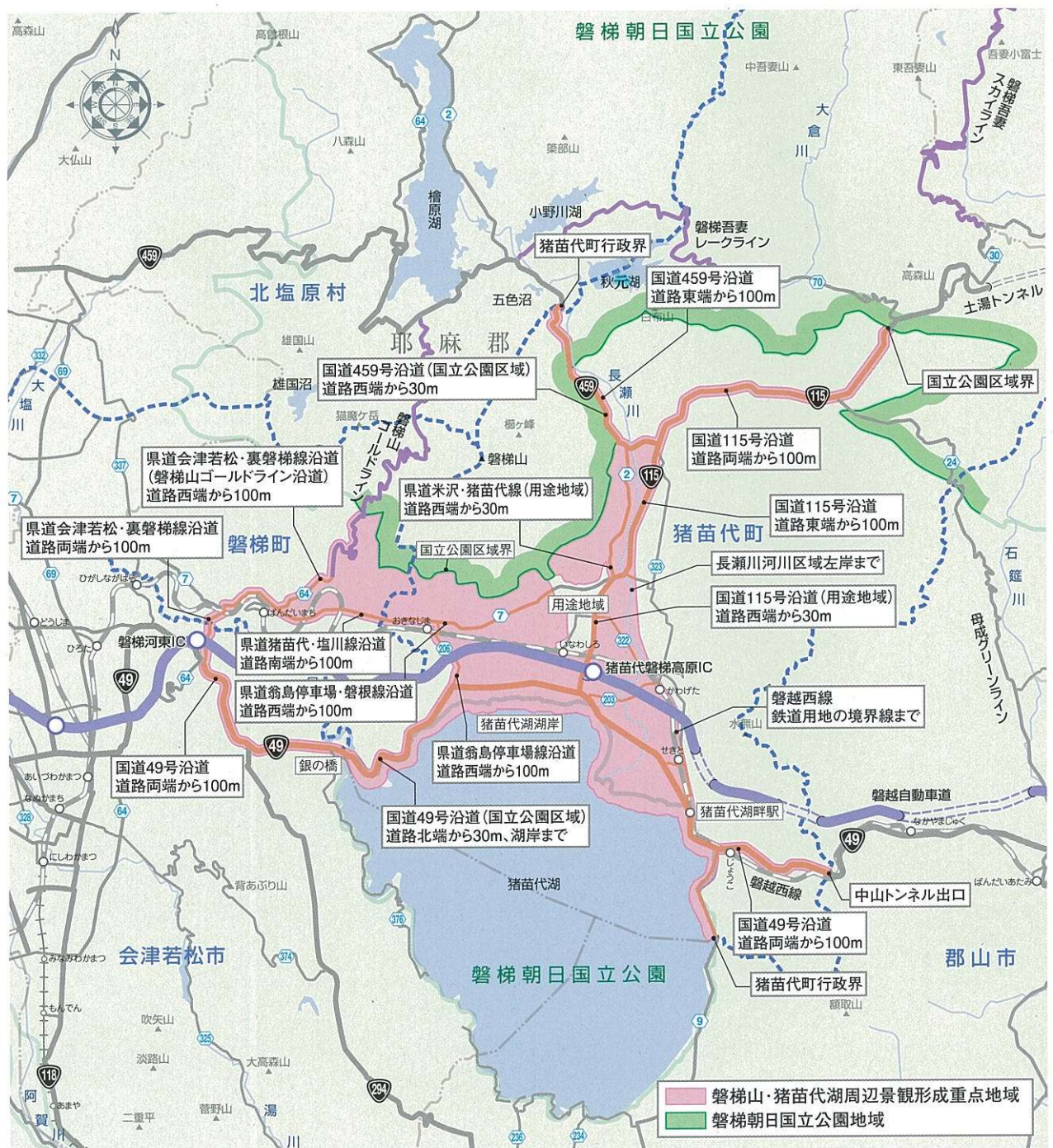
本県の景観計画では、景観計画区域(景観形成重点地域)のほか、良好な景観の形成に関する方針及び行為の制限に関する事項(景観形成基準)などを定めています。

### ● 景観計画区域

県土全域を景観計画区域として設定します(ただし、行為の届出制度を有する景観条例をもつ市町村の区域を除きます)。景観計画区域で建築物の新築等の一定の行為を行う際には、届出が必要になります。

### ● 景観形成重点地域

景観計画区域のうち県土の景観形成を図る上で重要な区域を景観形成重点地域として設定しています。当該地域においては、よりきめの細かい行為の届出を行います。



【磐梯山・猪苗代湖周辺地域景観形成重点地域】

## 届出が必要な行為

### ● 景観計画区域(景観形成重点地域を除く)

行為の種類		規模
建築物	新築又は移転	*高さ13m超又は建築面積1,000㎡超
	増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記に掲げる規模の建築物において、当該行為に係る床面積又は面積の合計が10㎡超
工作物	ア 擁壁、垣(生垣を除く。)、さく、塀その他これらに類するもの	*高さ5m超
	イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(オに掲げるものを除く。)	*高さ13m超
	ウ 煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	エ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	
	オ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	*高さ20m超
	カ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの キ 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊技施設 ク コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設 ケ 自動車の駐車のために供する立体的な施設 コ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設 サ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設 シ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	*高さ13m超又は築造面積1,000㎡超
	増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記アからシまでに掲げる規模の工作物において、当該行為に係る築造面積又は面積の合計が10㎡超
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)		面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さ3m超又は堆積の用に供される土地の面積500㎡超
水面の埋立て又は干拓		面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超

### ● 景観形成重点地域

行為の種類		規模
建築物	新築又は移転	床面積の合計10㎡超
	増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為に係る部分の面積の合計が10㎡超
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	*高さ1.5m超
	ア 擁壁、垣(生垣を除く。)、さく、塀その他これらに類するもの イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(オに掲げるものを除く。) ウ 煙突、排気塔その他これらに類するもの エ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの オ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	*高さ5m超
	カ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの キ 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊技施設 ク コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設 ケ 自動車の駐車のために供する立体的な施設 コ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設 サ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設 シ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	*高さ5m超 又は築造面積10㎡超
	上記カからシまでに掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為に係る面積の合計が10㎡超
	開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)	面積300㎡超又は法面の高さ1.5m超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		面積300㎡超又は法面の高さ1.5m超
木竹の伐採		高さ10m超又は伐採面積300㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さ1.5m超又は堆積の用に供される土地の面積100㎡超
水面の埋立て又は干拓		面積300㎡超又は法面の高さ1.5m超

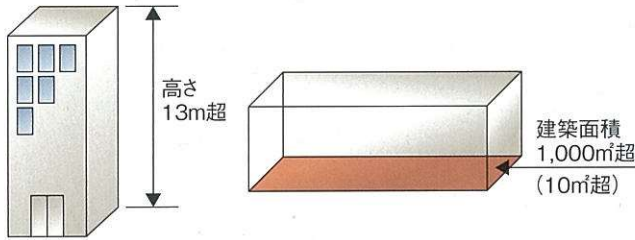
\*届出が必要な高さとは、建築基準法上の高さ(平均地盤面からの高さ)ではなく見附の高さです。



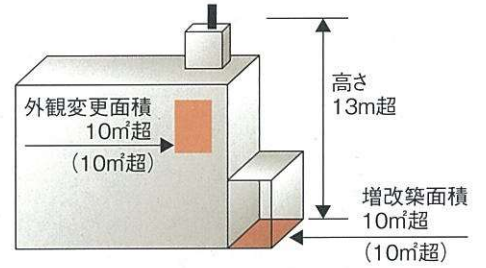
**景観計画区域における届出が必要な主な行為〔( )は景観形成重点地域〕**

● ● **建築物**

※新築・移転

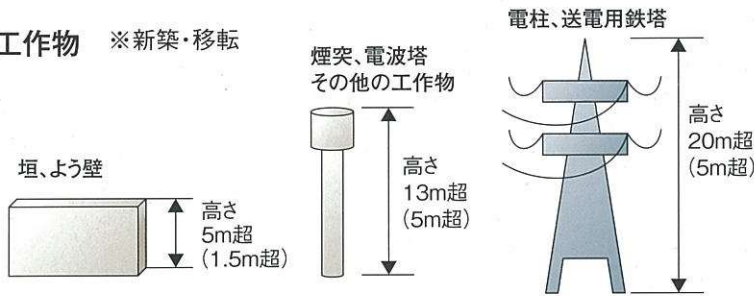


※増改築及び外観の変更

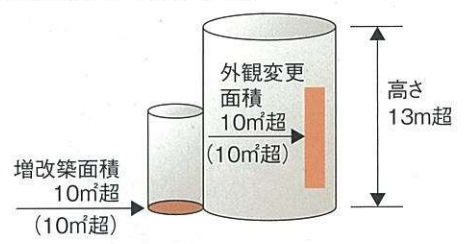


● ● **工作物**

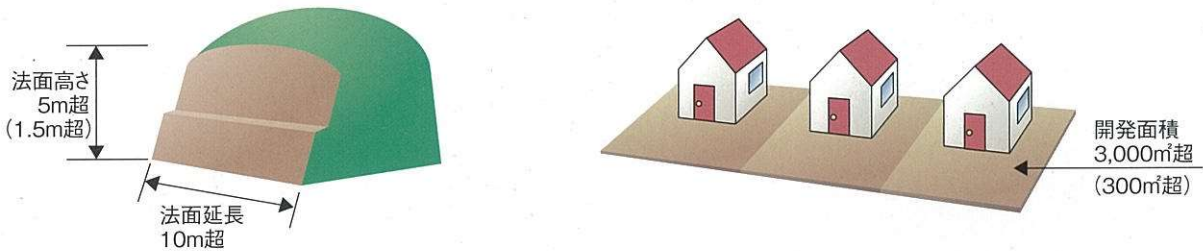
※新築・移転



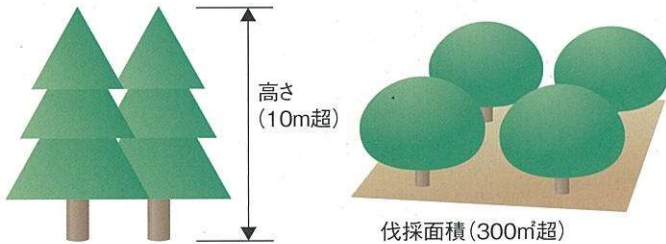
※増改築及び外観の変更



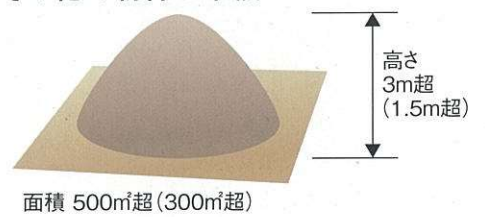
● ● **開発行為及び土地の形質(土石の採取、鉱物の掘採など)の変更**



● ● **木竹の伐採(景観形成重点地域のみ)**



● ● **屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積**



● ● **適用除外行為**

- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 仮設の工作物の建設及び建築物の建築
- 農林漁業を営むために行われる森林の伐採や土地の開墾などの行為
- 自己用一戸建ての住宅の新築
- 屋外広告物法に基づく掲出等の許可を受けた屋外広告物
- 自然公園法及び福島県自然公園条例に基づく許可行為 など

● ● **景観形成基準について**

- 景観計画では、建築物等の新築等、開発行為等の周辺の景観への支障を及ぼす恐れのある届出行為に対する審査の基準として、届出行為に応じて形態、意匠、色彩、敷地の緑化などの景観形成基準を設定しています。建築物や工作物の変更命令基準(色彩)に適合しない場合は、変更命令の対象となることがあります。



## 景観重要建造物・景観重要樹木について

地域の景観上重要な建造物及び樹木は、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図る必要があります。地域の景観上重要な役割を果たしている外観の優れた建造物や、地域のシンボルとなる外観の優れた樹木を景観重要建造物や景観重要樹木に指定することにより、その維持、保全及び継承を図っていくことが期待されます。

本県では、景観計画区域内の建造物及び樹木のうち、県土の良好な景観の形成に特に重要と認められるものについて、市町村等の意見を聞いた上で指定するものとします。



ミヨシノ醤油蔵（山口県萩市）



榅（タブノキ）（島根県松江市）

## 景観形成施策の継承

現在実施している景観形成施策については、引き続き実施していきます。

### ● 福島県公共事業景観形成指針

国、地方公共団体が実施する公共事業に関する景観形成のため、福島県公共事業景観形成指針を定めます。県が公共事業を実施するに当たっては、同指針を遵守するものとします。国、市町村に対しては、公共事業の実施に当たって同指針に配慮するよう要請します。

### ● 優良景観形成住民協定

県民のみなさんによる自主的な景観づくりを支援するため、自治会、町内会や商店会などの一定の区域において、建築物の規模、意匠、色彩、敷地の緑化などについて協定を締結した場合において、県の景観形成に資するもので知事が優良であると認定したものについては、「優良景観形成住民協定」として広く県民に公表していきます。

### ● 特定事業者景観形成協定

県は、必要に応じて、地域の景観形成に大きな影響を与えるような大規模事業者（敷地面積の合計が3,000㎡を超える規模で事業を営む者）との間に、景観形成に関する「特定事業者景観形成協定」を締結し、事業者の景観形成への取組みを広く県民に公表していきます。

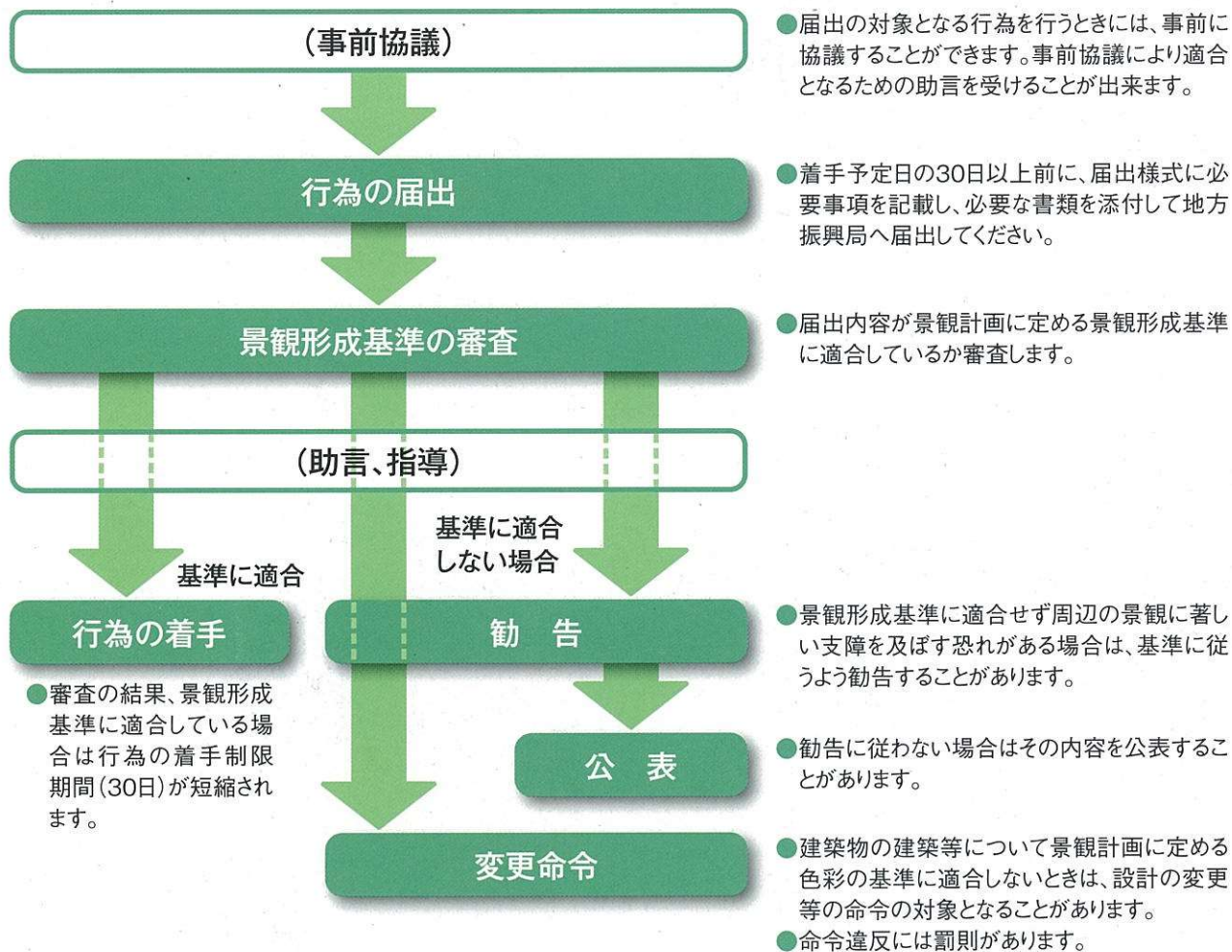


まちなか夢通り（郡山市）



喜多方市仲町商店街景観協定地区（喜多方市）

## ●届出手続きフロー



## ●お問い合わせ先及び届出先(各地方振興局)

県北地方振興局 県民環境部 県民生活課	〒960-8065 福島市杉妻町5番75号	TEL 024-521-7621
県中地方振興局 県民環境部 県民生活課	〒963-8540 郡山市麓山1-1-1	TEL 024-935-1295
県南地方振興局 県民環境部 県民生活課	〒961-0971 白河市昭和町269	TEL 0248-23-1548
会津地方振興局 県民環境部 県民生活課	〒965-8501 会津若松市追手町7-5	TEL 0242-29-5295
南会津地方振興局 県民環境部 県民環境課	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1	TEL 0241-62-2062
相双地方振興局 県民環境部 県民生活課	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30	TEL 0244-26-1144

※県の景観計画区域でない次の市町村の区域では、県への届出ではなく、それぞれの市町村の条例に基づいた届出となります。  
(福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、二本松市、大玉村、三春町 平成21年10月1日現在)

### ●お問い合わせ先

#### 福島県 生活環境部 自然保護課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16  
TEL 024-521-7250 FAX 024-521-7928

ホームページ「うつくしまの景観」

<http://www.pref.fukushima.jp/keikan/utukushimanokeikan.htm>  
(景観条例、景観計画、届出様式はこちらで確認できます)

メールアドレス [hyouka@pref.fukushima.jp](mailto:hyouka@pref.fukushima.jp)